

😊 県民の皆さま・事業者の皆さまへ重要なお知らせです！！

**平成25年4月1日から
風致地区内及び歴史的風土保存区域内における行為許可等は、
市町村の長が行うこととなります**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部施行に伴い、「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」が改正され、風致地区内行為許可等の権限が、県知事から市町村の長に移譲されます。また、風致地区内の行為の制限と連動している歴史的風土保存区域内での行為許可等の権限についても、「奈良県事務処理の特例に関する条例」により、市町村に移譲することとしました。

これまで行為地の市町村の窓口を経由し、県に申請等を行い、県知事からの許可等を得る必要がありましたが、平成25年4月1日からは、行為地の市町村への申請等により当該市町村の長から許可等を得ることとなります。

申請等・提出書類	提出先	
	平成25年3月31日まで	平成25年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none">・風致地区内行為許可申請（協議）書・風致地区内行為変更許可申請（協議）書・風致地区内行為通知書・風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書・風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書・その他上記に関連する提出書類	市町村を経由して 奈良県 ※奈良市の区域にあつては奈良市	奈良市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 生駒市 斑鳩町 明日香村
<ul style="list-style-type: none">・歴史的風土保存区域内行為届出書・歴史的風土保存区域内行為通知書・歴史的風土特別保存地区内行為許可申請（協議）書・その他上記に関連する提出書類	市町村を経由して 奈良県 ※奈良市の区域にあつては奈良市	奈良市 天理市 橿原市 桜井市 斑鳩町 明日香村

●お問い合わせ●

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 風致景観課 古都風致係

TEL 0742-27-8752 / FAX 0742-22-8276

MAIL fuchi@office.pref.nara.lg.jp

●許可等が必要な行為

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
2. 建築物その他の工作物の色彩の変更
3. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
4. 水面の埋立て又は干拓
5. 木竹の伐採
6. 土石の類の採取
7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

●市町村の窓口

市町村名	課名	所在地	TEL及びFAX
奈良市	景観課	〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1	TEL 0742-34-1111 FAX 0742-34-4885
大和郡山市	都市計画課	〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4	TEL 0743-53-1151 FAX 0743-53-1049
天理市	まちづくり計画課	〒632-8555 天理市川原城町605	TEL 0743-63-1001 FAX 0743-62-1550
橿原市	計画景観課	〒634-8586 橿原市八木町1-1-18	TEL 0744-22-4001 FAX 0744-24-9717
桜井市	都市計画課	〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1	TEL 0744-42-9111 FAX 0744-46-1782
生駒市	みどり景観課	〒630-0288 生駒市東新町8-38	TEL 0743-74-1111 FAX 0743-74-9100
斑鳩町	都市整備課	〒636-0198 生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	TEL 0745-74-1001 FAX 0745-74-1011
明日香村	企画政策課	〒634-0111 高市郡明日香村大字岡55	TEL 0744-54-2001 FAX 0744-54-2440